

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	うるま市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和5年5月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>うるま市では、地方税法、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課徴収に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し、保険税の徴収、滞納整理を行う。給付に係る事務としては、主に、被保険者の資格、所得区分等を確認し、限度額適用認定証等の発行及び高額療養費等の支給を行う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること            ②保険税の賦課に関すること            ③保険税の減免に関すること            ④保険税の還付・充当に関すること            ⑤保険税の徴収に関すること            ⑥保険税の納付勧奨・口座振替に関すること            ⑦保険税の督促及び滞納整理に関すること            ⑧被保険者への給付に関すること            ⑨不当利得(返還金)に関すること            ⑩オンライン資格確認に関すること</p>
③システムの名称	1. 総合行政システム(Acrocity) 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー 7. 滞納整理システム(THINK) 8. 電話催告システム(CARS) 9. 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 別表第二の主務省令 20条、25条、25条の2、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 別表第二の主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所市民生活部国民健康保険課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-3202

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	③システムの名称		4. 国保情報集約システム(追加)	事前	
平成29年5月23日	所属長	国民健康保険課長 当間 重俊	国民健康保険課長 知念 義浩	事後	
平成29年5月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	平成26年内閣府・総務省令第5号第16条、第24条	別表第一の主務省令 第16条、第24条	事前	
平成29年5月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 別表第二の主務省令 20条、25条、25条の2、26条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 別表第二の主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3	事前	
平成29年5月23日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年5月23日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年6月29日	③システムの名称		5. 国保総合システム(追加)	事後	
平成30年6月29日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年6月29日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月24日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月24日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月24日	IVリスク対策		項目追加	事後	評価書の様式変更
令和2年3月26日	I 関連情報 1 ②事務の概要		⑨オンライン資格確認に関する事務(追加)	事前	
令和2年3月26日	I 関連情報 1 ③システムの名称		6. 医療保険者等向け中間サーバー(追加)	事前	
令和2年3月26日	I 関連情報 3 法令上の根拠		国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項(追加)	事前	
令和2年3月26日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠		(オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項(追加)	事前	
令和2年3月26日	IVリスク対策-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対応は十分か	[○]委託しない	[ ]委託しない 十分である	事後	
令和2年6月18日	所属長	国民健康保険課長 知念 義浩	国民健康保険課長 神田 成啓	事後	
令和2年6月18日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月10日	所属長	国民健康保険課長 神田 成啓	国民健康保険課長 上原 利恵子	事後	
令和3年6月10日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月10日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	うるま市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、主に、被保険者の資格、所得区分等を確認し、限度額適用認定証等の発行及び高額療養費等の支給を行う。 具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替) ③賦課に向けて、所得や資産を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥出産育児一時金や葬祭費の支給 ⑦高額療養費及び療養費を算定し給付 ⑧限度額適用認定証等の交付・回収 ⑨オンライン資格確認に関する事務	うるま市では、地方税法、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課徴収に係る事務としては、主に、世帯の所得や資産の内容から国民健康保険税を算定し、保険税の徴収、滞納整理を行う。給付に係る事務としては、主に、被保険者の資格、所得区分等を確認し、限度額適用認定証等の発行及び高額療養費等の支給を行う。 ①国民健康保険の被保険者の資格得喪に関する事 ②保険税の賦課に関する事 ③保険税の減免に関する事 ④保険税の還付・充当に関する事 ⑤保険税の徴収に関する事 ⑥保険税の納付勧奨・口座振替に関する事 ⑦保険税の督促及び滞納整理に関する事 ⑧被保険者への給付に関する事 ⑨不当利得(返還金)に関する事 ⑩オンライン資格確認に関する事	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		7. 滞納整理システム(THINK)	事後	
令和4年6月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、44、45の項 別表第二の主務省令 20条、25条、25条の2、26条  (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 別表第二の主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3  (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、44、45の項 別表第二の主務省令 20条、25条、25条の2、26条  (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 別表第二の主務省令 1条、2条、3条、4条、5条、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3  (オンライン資格確認の準備業務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部国民健康保険課	市民生活部国民健康保険課	事後	
令和4年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国民健康保険課長 上原 利恵子	国民健康保険課長	事後	
令和4年6月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	うるま市役所市民部国民健康保険課	うるま市役所市民生活部国民健康保険課	事後	
令和4年6月20日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月20日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム 6. 医療保険者等向け中間サーバ 7. 滞納整理システム(THINK)	1. 総合行政システム(Acrocity) 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 国保情報集約システム 5. 国保総合システム 6. 医療保険者等向け中間サーバ 7. 滞納整理システム(THINK) 8. 電話催告システム(CARS) 9. 市町村事務処理標準システム	事後	
令和5年5月10日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号	事後	
令和5年5月10日	1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月10日	2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	